

## 宇佐市蚊、はえ駆除補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日  
宇佐市告示第 92 号

改正 平成 19 年 9 月 28 日宇佐市告示第 173 号  
平成 20 年 12 月 26 日宇佐市告示第 205 号  
平成 27 年 3 月 31 日宇佐市告示第 88 号  
令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号  
令和 3 年 4 月 22 日宇佐市告示第 144 号  
令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号

(趣旨)

第 1 条 市が貸与する煙霧消毒機（以下「消毒機」という。）で自治区が行う蚊、はえ駆除のための薬剤購入に対し、予算で定めるところにより購入費の一部を補助するものとし、その交付については、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の対象経費及びそれについての補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 自治区が行う蚊、はえ駆除の薬剤購入に要する経費。ただし、使用薬剤は 40 世帯につき、1 缶（18 リットル）とし、世帯数で按分<sup>おんぶん</sup>して得た数とする。
- (2) 補助率 使用薬剤購入額の 50 パーセントとする。ただし、百円未満の端数は切り捨てる。
- (3) 補助金の交付の回数 1 自治区につき年 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする自治区は、宇佐市蚊、はえ駆除補助金交付申請書（様式第 1 号）に蚊、はえ駆除計画書（様式第 2 号）を添えて市長に提出しなければならない。

(申請の期間)

第 4 条 申請の期間は、随時とする。

(補助金の交付決定の通知)

第 5 条 規則第 6 条の規定による通知は、宇佐市蚊、はえ駆除補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第 6 条 補助金の交付を請求しようとするときは、宇佐市蚊、はえ駆除補助金交付請求書（様式第 4 号）に宇佐市蚊、はえ駆除補助金交付決定通知書の写し、蚊、はえ駆除実績報告書（様式第 5 号）及び領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は、前条の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた自治区が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を返還させることができる。

- (1) 補助金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(消毒機の使用及び取扱中の事故責任)

第 9 条 消毒機は自治区に無料で貸与する。

2 消毒機を借り受けようとする自治区は、宇佐市消毒機貸出申請書（様式第 6 号）を市長に提出

するものとする。

- 3 消毒機の取り扱い中の人身事故等については、その自治区の責任において処理するものとする。  
(様式中のゆうちょ銀行の定義)

第10条 この要綱に規定する様式中の「ゆうちょ銀行」とは、株式会社ゆうちょ銀行をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日告示第173号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日告示第205号)

この告示は、平成21年1月5日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第88号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年4月22日宇佐市告示第144号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。